

## “シージャック防止条約”を強化する新議定書について —その経緯と条約案の概要—

### 要旨

- 去る7月8日、イギリスで開催された主要国首脳（G8）の会議（グレンイーグルズ・サミット）において、大量破壊兵器の不拡散に関する声明が出されましたが、この中に「“シージャック防止条約”を強化するための議定書が、本年、10月に採択されることを望む」というコメントがありました。

“シージャック防止条約”というのは、1988年にローマで成立した条約で、正式には「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」（Convention for the suppression of unlawful acts against the safety of maritime navigation）と言い、一般には、その英文の頭文字をとって、**SUA**条約と呼ばれています（わが国も加盟済み）。

- **SUA**条約を改訂するための議定書は、IMO（国際海事機関、本部ロンドン）で審議されてきましたが、本年4月の法律委員会で、その案文が出来ましたので、IMOは、条約として採択するための外交会議を本年10月に開催する予定です。

- 予定されている主な改訂点は次の2点です。

(1) 対象とする犯罪に、広範な種類のテロ行為を加えること。

※テロリストの乗船や、核兵器、化学兵器、生物兵器等の大量破壊兵器の輸送などが、新たに対象犯罪となります。

(2) 加盟国は、対象とする犯罪を行っていると疑うに足る合理的理由がある船舶については、その船舶の旗国の許可を得て、公海上で、当該船舶に臨検することが可能になること。

※乗船して、船舶、積荷、乗員を捜索することが新たに可能になります。

- この新議定書が採択されれば、海運界に大きな影響を与えますので、本号では、本条約案の作成の経緯とその内容について、解説させていただきます。

本年10月の外交会議の結果、完成した条約の内容については、その時点でご報告します。

### 1. 経緯

- (1) 航行船舶の安全に関する一般的な犯罪については、1988年に成立した**SUA**条約が唯一の条約となっています。この条約は、1985年に地中海でおきた**アキレ・ラウロ号事件**（注1）が契機となって、作成されました。

その内容は、航空機の分野でのモンテリオール条約（1971年）（注2）の内容をほぼ踏襲したものです。その特徴は次の通りです。

- ① 対象犯罪として、暴力をもって船舶を奪取し、または支配する行為、船舶内の人に対する暴力行為、船舶を破壊し、または船舶、積荷に対して、航行の安全を損なうおそれのある損害を与える行為、船舶に、破壊物を持ち込む行為などを挙げています。

② 裁判管轄に関しては、犯人を確実に処罰するために、一定の国に裁判権の設定を義務付け、さらに犯人の引渡しについて規定しています。特に犯人の所在国には、自国での裁判への付託または他国への引渡しの内、いずれかを行うことを義務付けています。

(注1) アキレ・ラウロ号事件

イタリア船籍の客船、アキレ・ラウロ号(Achille Lauro)が、地中海(エジプトの領海)を航行中に、パレスチナ人に乗っ取られて、乗客が人質にされ、犯人がイスラエルに抑留中のパレスチナ人政治犯の釈放を求めた事件です(結局、人質1名が殺害されました)。

(注2) モントリオール条約

航空機犯罪の分野では、1960年代末以降、航空機のハイジャック事件が多発しましたので、1970年にハイジャック防止条約(ハーグ条約)が成立しました。翌年の1971年には、モントリオール条約が成立して、対象犯罪として、(ハイジャックのみならず)航空機の安全を損なう行為、機内での暴力行為、爆発物の持ち込みなどが加えられました。

## (2) 現行 SUA 条約の問題点

現行条約は、裁判での起訴と処罰の条約であり、発生した犯罪行為の抑制、阻止については、ほとんど取り扱っていません。本条約では、船舶については、伝統的な考え方である旗国主義を採用しており、船舶内で犯罪が発生した場合、旗国以外の国は、旗国からの要請がない限り、介入することはできません。また、旗国以外の国には、犯人を逮捕する法的義務は課せられていません。

こうした点が、これまで問題点として指摘されてきました。

## 2. 拡散防止構想について

2001年9月11日にニューヨークで発生した同時多発テロ事件の後、ブッシュ政権は国家安全保障戦略を公表して、その中で拡散防止構想(Proliferation Security Initiative、この頭文字をとって、PSIと呼ばれています。)を発表しました。これは、テロリストやWMD(Weapons of mass destructionの頭文字をとったもの。核兵器、化学兵器、生物兵器等の大量破壊兵器を言います。)が世界に拡散することを防ぐために諸々の対策を講じる、というものです。

この構想は、国際的に広まり、(わが国を含めて)多くの国が賛同しています。また、国連安全保障理事会は、2004年に同趣旨の決議(1,540号決議)を採択しました。

一方、2002年12月にイエメン沖において、ソサン号事件が発生しました。この事件は、公海上を航行していた国籍不明の貨物船に対して、スペインの艦船が臨検したところ、船内から北朝鮮製のミサイルが発見されたという事件です。

(注) 従来、海洋法条約では、加盟国の軍艦その他による公海上での船舶での臨検は、海賊行為、奴隷取引、無国籍船などの限られた場合にのみしか認めていません。

一方、2001年11月のIMO総会で、SUA条約の改訂の可否を検討するという決議が採択され、翌2002年から、IMOの法律委員会において、SUA条約を強化すべく、アメリカの主導により、これを改訂するための議定書についての検討が行われてきました。

### 3. 主な改訂点

本年10月の外交会議に向けた、IM0法律委員会の議定書案が本年4月の会合で出来上がりました。予定されている主な改訂点は次の通りです。

#### (1) 対象とする犯罪に、広範な種類のテロ行為を加えること。

主に下記について、不法かつ故意による場合に、犯罪とすることにしました。

##### ①住民を脅迫し、または政府に対して（行為を）強要するために行う次の行為

- ・爆発性物質/放射性物質/禁止兵器を、船舶に対して、もしくは船上で、使用し、または船舶から排出すること（死亡、重傷、大損害をおこすような場合に限る）。
- ・船上から油、液化天然ガスもしくはその他有害危険物質を排出すること（死亡、重傷、大損害をおこすような場合に限る）。
- ・死亡、重傷、大損害をおこすような方法で、船舶を使用すること。

##### ②船舶による、爆発性物質/放射性物質/禁止兵器の輸送

（注）「禁止兵器」とは、核兵器、生物兵器、化学兵器を言います。

##### ③本条約で対象とする犯罪を犯した者を輸送すること

#### (2) 加盟国は、このような対象犯罪を行っていると疑うに足る合理的理由がある船舶については、その船舶の旗国の許可を得て、当該船舶に臨検することが可能になること。

具体的には、当該船舶を停止させ、これに乗船して、船舶、積荷、乗員を捜索し、乗員に対して質問をすることができます。拘留された船舶、貨物その他の物品に対して管轄権を執行する権利は旗国が有します。

### 4. おわりに

とりあえず、本号では条約案の作成に至る経緯と、その概要のみ解説させていただきました。

本年秋の外交会議の結果、採択された議定書の最終内容については、その時点で、ご報告させていただきます。

以上